

## 「ミニボートピア津幡」ご利用規則

場外舟券発売場「ミニボートピア津幡」（以下「当場」といいます。）では、皆様に安全かつ安心して、ボートレースが楽しめる為に、以下のとおり「ご利用規則」を定めておりますので、何卒ご協力下さいますようお願い申し上げます。また、このご利用規則を遵守できないことにより生じた事故について、当場は責任を負いかねますので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。

なお、本利用規則は、当場が管理運営する建屋及びそれに付属する土地(設営物件を含む)に出入りする者、又は出入りしようとする者に適用されます。

本利用規則に定めのない事項については、法令、又は一般に確立された慣習によるものとします。

### 1 営業時間

当場の開場(午前 10 時)からボートレース終了時までの間とします。

### 2 損害賠償

お客様（以下「ゲスト」といいます。）は、当場施設、什器備品等を破壊又は損傷したりしないように十分ご注意ください。もし、施設、什器備品等に破損が生じた場合は、その修復に関して当場からご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理していただくか、損害賠償金をご負担いただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

### 3 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては、禁止事項となっておりますので、ご遠慮下さいますようお願いいたします。

- (1) 泥酔者若しくは酒気を帯びて自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼすおそれのある方のご来場。
- (2) 喫煙しながら若しくは着火した煙草を携帯しながらのご来場。
- (3) 二十歳未満の者のご来場。
- (4) 警備員等により立ち入りが制限されている場所、「関係者以外立入禁止」と表示されている場所への入場。
- (6) 法令により所持、携帯が禁止されている銃砲刀剣類の持ち込み。
- (7) 発火性又は引火性の高い危険物等の持ち込み。
- (8) 毒物、硫酸、塩酸及び農薬等の毒劇物類の持ち込み。
- (9) 悪臭又は異臭を発する物の持ち込み。
- (10) 日本酒等のアルコール類、ガラスビン等のビン類、缶コーヒー等の缶類の持ち込み。
- (11) 法令又は公序良俗に反する行為及び他のゲストのご迷惑になる言動、放歌高吟、罵詈雑言。
- (12) 犬、猫、小鳥その他の愛玩動物、家畜類等の持ち込み。
- (13) 当場内での日本酒等のアルコール類の摂取。
- (14) 当場内での写真撮影及び携帯電話の使用。
- (15) 備付品の移動。
- (16) 指定された喫煙場所以外での喫煙行為。
- (17) 当場のゲストと認められない者による当場駐車場への無断駐車。
- (18) 当場内のゲスト席を一人が反復継続して複数席使用する行為。
- (19) 投票用マークカード及びペンシルを投票以外の用途に使用したり、故意に損壊又は持ち去る行為。
- (20) 当場内に捨てられたり、遺失された舟券を拾い集める行為。
- (21) 二十歳未満の者は、舟券を購入し、または譲り受ける行為。

#### 4 入場の拒否又は退場

次の場合は、会場への入場を拒否する場合があります。また、入場後認知した場合は、直ちに退場、駐車車両の移動撤去をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 上記「1 営業時間、2 損害賠償、3 禁止事項」の規定に違反し、又はそのおそれがある場合。
- (2) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年5月15日 法律第77号）に規定する指定暴力団及び指定暴力団員又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- (3) 会場若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- (4) 保護者が、同伴する児童を会場駐車場に駐車中の車両に放置し、当該児童の身体、生命等に危害が生ずるおそれが認められるのに、速やかに改善措置をとらない場合。

#### 5 手荷物の保管

ゲストは、当日の営業時間内に限りコインロッカーに手荷物を預けることができます。ただし、現金、貴重品及び高級ブランド品を預けることは固くお断り申し上げます。

#### 6 天災地変等についての免責

天災地変や事変など不可抗力によりボートレースが中止した場合のほか、次の各号に該当する事項及び当場の責に帰すことのできない事由によってゲストが被った損害については、会場はその責を免れるものとします。

- (1) ボートレースが中止になった場合。
- (2) ボートレース、オッズ等の放映が中断した場合。
- (3) 当場の責めに帰すべき事由によるものでない自動発売機又は自動発売払戻機の故障により舟券の購入ができない場合。
- (4) 当場の責めに帰すべき事由によるものでないマークカードの誤記入等による舟券の購入。

以上

#### 附則

(実施年月日)

- 1 この規則は、2013年6月10日より制定・施行します。

2022年4月1日改正。